

2017年10月

外務大臣 河野 太郎様  
内閣府TPP担当大臣 茂木 敏充様

「経済連携協定」などに係る情報公開についての要請

－ 9月6日面談を受けての再要請・再質問など－

拝啓、

先般9月6日の私たちとの面談に際し、お忙しいところ対応いただき有難うございました。また当日は、初めて書面による回答をいただき、大変有難うございました。更に今後は情報公開、政府説明について一層拡充をされ、市民団体による各地での政府説明についても、要望があれば検討するとの確認もいただきました。

しかしながら、当日明確なご回答や、納得のゆくご回答をいただけなかった点もありますので、あらためて下記に記すとともに、速やかな回答をいただけるよう、重ねてお願いをする次第です。

また参考までに当初の要請内容の概要を末尾に付しましたので、過日お送りしました9月6日の面談報告と併せ、参照いただければ幸甚です。

敬具

記

(1) 情報公開に係る内容

①情報公開の一般的立ち位置とそれに伴う情報公開の実情について説明を受けたが、公開された情報は量的にも質的にも主要国に比べ充分とは言えない。引き続き改善を求めるとともに、今後の対応策について回答願いたい。

併せて、記者会見などにおける説明や情報開示についてもウェブサイトでの開示を要請する。

要請文書への賛同団体の構成員は300万人超ほどになり、業界団体の規模にも匹敵する利害関係者であることを認識いただきたい。

②特に交渉中の協定については、情報公開は実質的に皆無に等しいが、最大限公開されるよう要請する。また、従来通りの対応が適当であるとされる場合は、以下の見解も踏まえた上で、その理由を明らかにするよう要請する。

「交渉相手国との信頼関係を損ねる」こと、「交渉の手の内を相手に晒すことになる」こと、「並行する他の通商交渉に影響を与える」ことなどが理由とされている。

いずれも、交渉官にとっての技術的問題であり、交渉を通じて大きな信頼関係が築かれていれば、克服されて然るべきと考える。

従来も、結果的には事実であった報道内容が交渉に影響を与えた事実は見られないと推察する。特に、日本が提案した内容は既に交渉相手には公表されたものであり、知らないのは市民・立法府の議員だけというのは奇妙としか言いようがない。

また、情報化社会においては、他の通商交渉の相手国であっても大凡の流れは把握している筈であり、大切なのは大きな戦略と確信である。

通商交渉は“交渉官のもの”である以上に“市民のもの”である。そこにおいて発生する手間・時間は“民主主義のコスト”と考えるべきで、あくまで“公開を原則”とすべきと考える。

- ③日EU・EPAにおいて“間断なく五月雨的にビデオ会議や頻繁な交渉官の往来などで交渉が進み、会合の都度適宜情報を公開するに至らなかった”こと、TPP11は“交渉と言う位置付けではないので、一定まとまった段階で説明をする”意向などが、交渉の都度情報を公開しなかったことの説明とされた。

しかし重要かつ市民の関心の高いメガFTAであり、米国やEUのように立法府の付託を直接受けないままの交渉であるだけに、説明責任を十分に認識すべきと考える。ビデオ会議であっても、一定の議事録・メモに基づき責任ある交渉進捗の説明が明らかにされることを要請する。

- ④影響試算も我々の大きな関心事、特に影響を受ける農家などの事業者にとっては、将来の事業展開、投資判断に係る問題であり、速やかな公表を求めたい。

具体的には、①基本合意あるいは最終合意後、遅くとも国会審議開始以前の段階で速やかに作成し、公表すること、②「政府対策の効果」を含むことなく、通商協定の直接的な影響試算とすること、③個別の通商協定だけでなく、並行して進行中の複数の協定を包括した影響試算を作成、公表すること、を要請する。

- ⑤合意された協定の内容については速やかに日本語への翻訳と公表と共に、他国の留保措置、他国が締結・交換した特定国との追加交渉などの日本と他国との明示的違いに係る附属書など、その他重要と判断される英文文書は、日本語への翻訳を実施し公表されたい。

これは、合意内容を幅広く評価するためにも、また市民による、あるいは国会の場での掘り下げた議論を可能にするためにも必要と考える。

## (2) 市民参加の説明会開催に係る内容

- ①市民参加の説明会については、政府主催、自治体あるいは市民の要請によるもの、ま

た調整中のもの、いずれもその主催の形態も明確にした上で、所管官庁のウェブサイトで公表するとともに、併せて報道機関を通じた公表もするよう要請する。  
これは「丁寧な説明と幅広く意見聴取する」ことの本気度に係るものである。

②市民参加の説明会については、市民団体から要請のあった場合も含め、可能な限り実施するとの回答をいただき、そのことについては大いに評価するものである。

しかし、TPPで実施されたように、協定交渉の都度、市民参加の説明会を、交渉の行われる海外を含め、可能な限り各地域で開催すると共に、幅広く意見聴取を行うことを再度要請したい。

現在進められている協定交渉、日米経済対話については、RCEP神戸会合での例外的対応を除き、TPPでのような交渉の都度開催される説明会は実質的に皆無である。

### (3) 国会での審議に係る内容

①TPP11についても他の通商協定と同様、国会での丁寧な審議と承認手続きとを再度要請する。

9月6日の面談、また9月13日の参議院議員会館での政府説明と対話において、国会承認の手続きの採り方、有無については「大平3原則に即して判断することになる」との回答がなされている。

しかし3原則の内容は、条約批准の国会承認についての要不要を決めるに相応しい明確さと、権威を有するものではない。恣意的な解釈と利用への道とされることを懸念するものである。報道される各国からの要望や協議の実態などから推察すれば、当然国会承認を必要とする条約であると考えられる。

以上

#### 参考：8月10日付の政府への要請内容（概要）

- ・日米経済対話を含む全ての経済連携協定並びにそれに準ずる通商協定の内容及び交渉経過を所管官庁のウェブサイトで公開
- ・上記に関する市民参加の説明会を、交渉の行われる海外を含め可能な限り各地域で開催すると共に幅広く意見聴取を行うこと
- ・交渉内容・経過についての国会での慎重かつ丁寧な審議を保障

#### 呼びかけ団体：「市民と政府のTPP意見交換会・全国実行委員会」

呼びかけ団体については⇒<http://tpp-dialogue.blogspot.jp/> を参照

**賛同団体** (53 団体 : 構成員 300 万人超)

NPO 法人北海道食の自給ネットワーク

北海道農民連盟

岩手県生活協同組合連合会

協働まち研

ふろむあーす & カフェオハナ

Mamademo(ママデモ)

特定非営利活動法人 APLA

特定非営利活動法人 アジア太平洋資料センター (PARC)

(認定 NPO 法人) 国際協力 NGO センター (JANIC)

特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター (JVC)

東京都労働組合連合会 (都労連)

A T T A C J a p a n 首都圏

神奈川県消費者団体連絡会

食政策センター・ビジョン 2 1

百姓勝手連

にいがた有機農業ネットワーク

百姓塾

特定非営利活動法人 名古屋 NGO センター  
A T T A C 関西グループ

特定非営利活動法人 AM ネット

ほんまにええの? TPP 大阪ネットワーク

特定非営利活動法人 関西 NGO 協議会

生活協同組合コープ自然派ピュア大阪

生活協同組合コープ自然派兵庫

神戸学生青年センター

こわすな憲法!いのちとくらし!市民デモ

**HYOGO**

生活協同組合コープ自然派和歌山

ティナラク織の会「カフティ」

東都生活協同組合

全労協全国一般東京労働組合パルシステム  
職員評議会

パルシステム生活協同組合連合会

フォーラム平和・人権・環境

T P P に反対する人々の運動

特定非営利活動法人 アーユス仏教国際協  
力ネットワーク

国民の食糧と健康を守る運動全国連絡会  
(全国食健連)

日本消費者連盟

農民運動全国連合会

全日本農民組合連合会

緑の党グリーンズジャパン

全日本鉄道労働組合総連合会 (J R 総連)

全日本民主医療機関連合会

全国労働組合連絡協議会 (全労協)

**STOP TPP!!** 市民アクション

自治体農ネット

生活クラブ事業連合生活協同組合連合会

(株)大地を守る会

**TPP 交渉差止・違憲訴訟の会**

特定非営利活動法人環境市民

国際公務労連アジア太平洋地域事務所  
(PSI-APRO)

**TPP プラスを許さない! 全国共同行動**

T P P 阻止国民会議

全国労働組合総連合

日本労働者協同組合連合会